

障がい学生修学支援連絡協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、障がい学生の修学支援を全学的に平等に普及させ、円滑な支援を図ることを目的として設置する障がい学生修学支援連絡協議会（以下「支援連絡協議会」という。）について定める。

(協議事項)

第2条 支援連絡協議会は、障がい学生修学支援の基本方針に基づき、次の事項を協議決定する。

- (1) 入試説明会、入学試験など入学までの特別措置に関する相談・対応
- (2) 入学後の履修相談、授業における配慮
- (3) 学生生活への対応
- (4) 就職活動に伴う相談
- (5) 当該学生への対応・学内連絡調整方法
- (6) 学生及び教職員への啓発（研修会、講演会の実施）

2 具体的な、支援の内容は「障がい学生修学支援ガイドライン」に定める。

3 第2項に関する内容の改定は、支援連絡協議会の議を経て、学部長会が決定する。

4 学生個別の支援計画の策定及び実施については、障がい学生修学支援規程に基づき実行する。

(構成)

第3条 支援連絡協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学生委員長
- (2) 教務委員長
- (3) 各学部障がい学生担当教員
- (4) 学生部長
- (5) 教学センター課長
- (6) アドミッションセンター課長
- (7) 学生センター課長
- (8) キャリアセンター課長
- (9) カウンセリングセンター職員（カウンセラー）1名

2 議長が必要と認めたときは、他の者を出席させることができる。

(召集)

第4条 支援連絡協議会は、学生委員長が召集し、その議長となる。

2 学生委員長が支援連絡協議会に出席できない場合は、学生部長が議長となる。

(所管)

第5条 この規程に関する事務所管は、学生部学生センターとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。